

別表第1（第3条関係）

種目	対象者	性能等	限度額 (単位：円)	耐用 年数
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)	4,810	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じょくそう 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,170	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	166,320	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具となるもの	64,800	8年
入浴補助用具	入浴に介護を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	97,200	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの	72,360	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,200	5年
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	76,030	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,130	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの	60,910	5年

ク ー ル ベスト	体 温 調 節 が 著 し く 難 し い 者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	21,600	1 年
紫 外 線 カット ク リ ー ム	紫 外 線 に 対 す る 防 御 機 能 が 著 し く 欠 け て、がん や 神 経 障 害 を 起 こ す こ と が あ る 者	紫外線をカットできるもの ※ただし、市長が負担する限度額は、1年分の額を上限とする。	40,820	—
ネ ブ ラ イ ザ ー (吸 入 器)	呼 吸 器 機 能 に 障 害 の あ る 者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	38,880	5 年
パ ル ス オ キ シ メ ー タ ー	人 工 呼 吸 器 の 装 着 が 必 要 な 者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	170,100	5 年
ス ト ー マ 装 具 (消 化 器系)	人 工 肛 門 を 造 設 し た 者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。 ※ただし、市長が負担する限度額は、1年分の額を上限とする。	111,460	—
ス ト ー マ 装 具 (尿 路 系)	人 工 膀 胱 を 造 設 し た 者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。 ※ただし、市長が負担する限度額は、1年分の額を上限とする。	146,450	—
人工鼻	人 工 呼 吸 器 の 装 着 又 は 気 管 切 開 が 必 要 な 者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。 ※ただし、市長が負担する限度額は、1年分の額を上限とする。	126,360	—